

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市中小企業振興基本条例(平成29年嘉麻市条例第22号)第12条第1項の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程(平成22年嘉麻市告示第131号)に定めるもののほか、嘉麻市中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 中小企業の振興に関する基本計画(以下「基本計画」という。)の策定及び変更に関する事項
 - (2) 基本計画の実施状況に関する事項
 - (3) その他中小企業の振興に関し、市長が特に必要と認める事項
- 2 審議会は、必要があると認めるときは、前項に掲げる事項について市長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 市内商工団体等が推薦する者 6人以内
- (3) 関係行政機関の職員 1人以内
- (4) 市民からの公募による者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞職したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長及び副会長にともに事故があるとき又はともに欠けたときは、市長が会議を招集する。

(招集通知)

第7条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議事件を委員に通知しなければならない。

(関係者の出席等)

第8条 審議会は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(嘉麻市中小企業振興審議会設置規則の廃止)

2 嘉麻市中小企業振興審議会設置規則(平成29年嘉麻市規則第24号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前旧規則によってした行為は、この規則によるものとみなす。

- 4 [この規則](#)の施行の際現に旧規則に基づく審議会の委員である者は、引き続き[この規則](#)の審議会の委員の職にあるものとし、その任期は、旧規則に基づく委嘱の日から起算する。